

○ 預金保険法施行令第二十九条の四第二項第十号の規定に基づき、金融庁長官が適当と認める資産を指定する件（平成二十六年金融庁告示第十八号）

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）別紙様式第四号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、同令別紙様式第四号の二）中の貸借対照表の土地勘定及び建物勘定に計上されるもの（国内に所在するものに限る。）</p>	<p>二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）別紙様式第四号中の貸借対照表の買入手形勘定に計上されるもの</p> <p>三 銀行法施行規則別紙様式第四号中の貸借対照表の割引手形勘定に計上されるもの</p> <p>四 銀行法施行規則別紙様式第四号中の貸借対照表の土地建物動産勘定に計上されるもの</p>